

◆「通信料が安くなる」などと不明確な情報を強調して勧誘する
電気通信事業者にご注意ください！(プロバイダ契約)

改正電気通信事業法が平成28年5月21日に施行され、新たな消費者保護ルールが導入され1年が経過しましたが、「プロバイダ契約」に関する相談件数を調べたところ、平成28年度は447件寄せられました。

勧誘の手口を見ると、大手電話会社や関連がある事業者、またはマンションの管理組合などと身分を偽って消費者に接触し、「プロバイダを変更すると今より料金が安くなる」「テレビと電話をセットで契約すると安くなる」などと言って契約させています。

また、相談内容の多くは「安くなると聞いたので契約したが以前より通信料が高くなった」「請求内容を見ると不要なオプションが付けられている」といった相談が寄せられています。

平成28年5月21日以降の契約は、契約から一定期間内に利用できる契約解除制度(初期契約解除制度・確認措置)が適用できる場合があります。

「初期契約解除制度」または「確認措置」が対象である場合は、契約書面にその旨の記載がありますので、よく確認しましょう。

契約解除制度については、総務省の[電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン](#)をご覧ください。

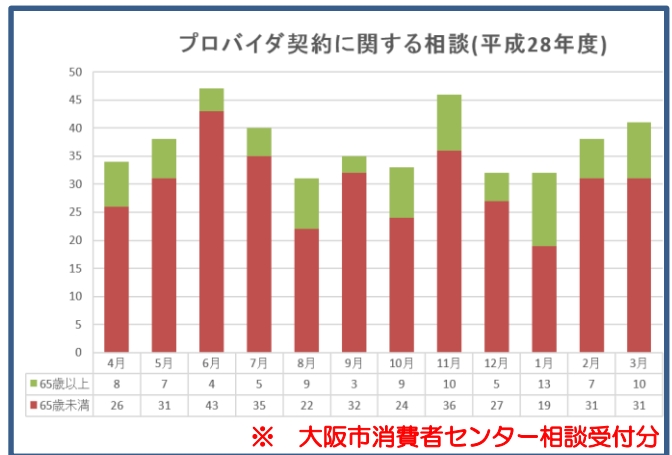
電気通信サービスは複雑な契約ですので、不安に思うことや、トラブルになった場合には一人で悩まず消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)

●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日10時~17時、12/29~1/3を除く



消費生活相談窓口

5月は消費者月間です！「行動しよう 消費者の未来へ」

平成29年度消費者月間の統一のテーマ

メインキャラクター

エルちゃん

